

## 金沢市認定ごみ減量推進イベントのぼり旗使用規程

### 1. 趣旨

この規程は、金沢市認定ごみ減量推進イベントのぼり旗（以下「認定のぼり旗」という。）を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

### 2. 使用目的

認定のぼり旗は、金沢市認定ごみ減量推進イベントの取組内容について広く市民及び事業者に周知し、理解及び協力を求める目的で使用してください。

### 3. 使用できる方

イベントの主催者は、金沢市認定ごみ減量推進イベントに登録された場合、当該イベントで使用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 金沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他、その使用が著しく不相当であるとき。

### 4. 貸出・返却について

認定のぼり旗の貸出は、1 イベントにつき最大 10 本を基本とします。

認定のぼり旗の貸出を受けたいときは、事前に金沢市認定ごみ減量推進イベントのぼり旗使用申請書（様式第 1 号）を金沢市長に提出してください。認定のぼり旗の貸出及び返却は、ごみ減量推進課において、開庁時間内（年末年始、祝日を除く月曜日から金曜日の 9:00～17:45）に行います。

### 5. 貸出期間

認定のぼり旗の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて 10 日以内を基本とします。ただし、返却日が金沢市役所の閉庁日に当たる場合は、その直後の開庁日に返却することを認めるものとします。

### 6. 使用上の遵守事項

- (1) 掲出の際は、本市における「まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準」を遵守してください。
- (2) 掲出の際は、認定のぼり旗が強風等で飛ばされることがないように、設置に注意してください。
- (3) 認定のぼり旗を紛失、破損又は汚損しないよう注意してください。使用者の過失によって発生した場合、認定のぼり旗製作にかかる実費を請求することがあります。

### 7. 使用料

認定のぼり旗の使用料は、無料とします。

### 8. 免責

金沢市は、認定のぼり旗の使用にあたり、本市に故意又は重過失がある場合を除き、発生した事故及び使用者が受けた損害に対して、一切その責めを負いません。

### 9. 問い合わせ先

金沢市環境局ごみ減量推進課